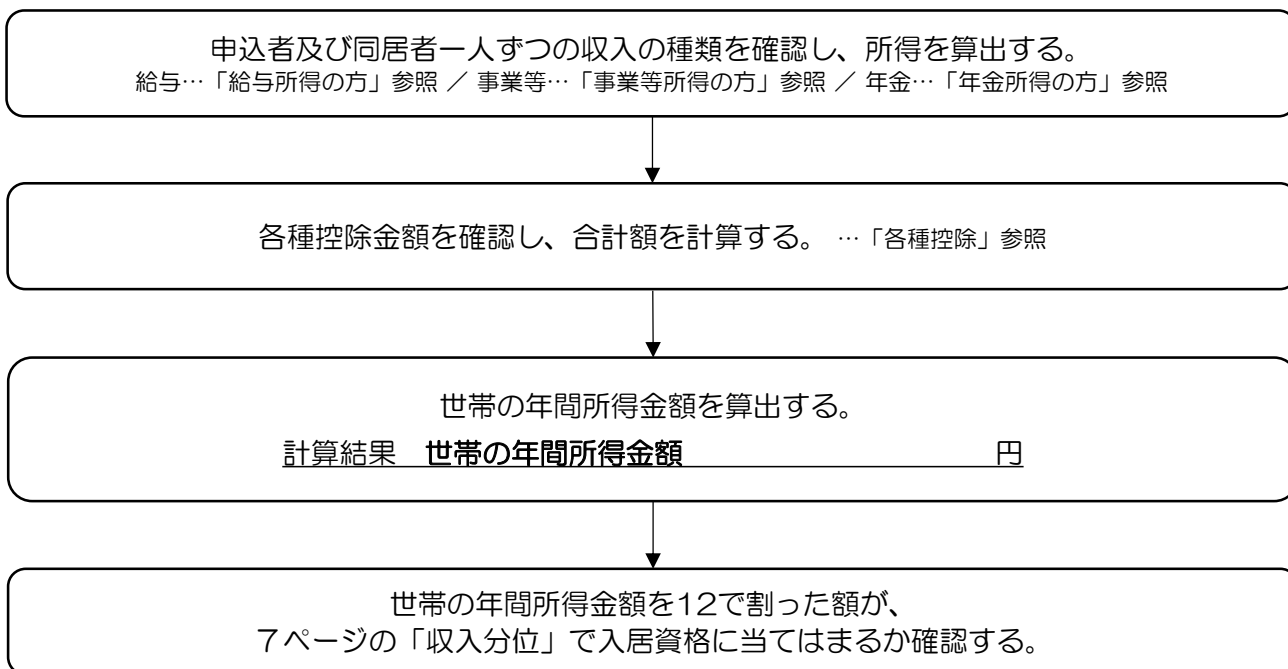


■ 所得金額の計算方法について

以下の手順にしたがって、世帯の所得金額を計算し、7ページの収入分位に当てはまるかお確かめください。

所得の計算の確認手順



所得金額計算上の注意

1 計算の対象としないもの

- ・遺族年金、障害年金
- ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、支援給付金等の非課税所得
- ・退職金等の一時的な所得

2 退職・廃業している場合

申込日現在、すでに退職又は廃業してる方については所得金額を0円とします。

なお、申込日から2ヶ月以内に「結婚するため」または「現在妊娠中で出産するため」のいずれかの理由により退職することが確定している場合は、所得金額を0円とすることができます。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを資格審査のときに証明できることが必要です。

3 雇用形態に変更があった場合

勤務先に変更がない場合でも、申込日からさかのぼって1年以内に、雇用形態に変更（正社員から嘱託員等）があった方は、現在の雇用形態で得ている所得（実績または見込みの額）で資格審査を行います。

4 2種類以上の収入がある場合

一人で2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を算出してから合計します。

■ 給与所得

申込日現在、仕事をしている方（会社員のほか、パート、アルバイトの方も含まれます。）の収入が計算の対象です。すでに辞めた仕事については、所得金額0円としますので計算する必要はありません。仕事を始めた日や休職期間の有無などにより、次の1～4から当てはまるケースを選び、所得金額を算出してください。

1 仕事を始めた日が前年1月1日以前で、前年1月以降に休職期間がない。

最新の源泉徴収票をお確かめください。

●仕事先が1か所の場合

⑦給与所得控除後の金額の欄に記載されている額が所得金額「年間所得金額」です。

●仕事先が2か所以上ある場合

それぞれの仕事先の源泉徴収票の①支払金額を合計してから、次ページ表2に当てはめて、所得金額に換算してください。

令和 元 年 分 給与所得の源泉徴収票

支 払 受 け る 者	住 所 又 は 居 所	(受給者番号) (個人番号)			
		(役職名)			
		氏 名 (フリガナ)			
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源 泉 徴 収 税 額	
給与・賞与	円	円	円	円	円
(源泉)控除対象配偶者	有	配 偶 者 (特 別) 控 除 の 額	控 除 対 象 扶 養 親 族 の 数 (配 偶 者 を 除 く)	16歳未満 親族の 数	障害者の数 (本人を除く。)
有	現在	円	特定 人 既入 内 老人 人 既入 内 その他 人 既入 内	人 既入 内 内 人 既入 内	非居住者 である 親族の 数
社会保険料控除等の金額		円	生命保険料の控除額	円	地震保険料の控除額
円		円	円	円	住宅借入金特別控除の額
円		円	円	円	円

(摘要)

※源泉徴収票がない場合は、前年1月から12月までの収入額を次ページ表1で合計してから、表2に当てはめて、所得金額に換算してください。

2 仕事を始めた日が前年1月2日以降で、仕事を始めてから現在までの間に休職期間がない。

申込日の前月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2に当てはめて、所得金額に換算してください。

3 申込日現在、復職しているが、前年1月から申込日までの間に休職期間があった。

復職後12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2に当てはめて、所得金額に換算してください。

4 仕事をしているが、申込日現在、休職中である。

休職する前の月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2に当てはめて、所得金額に換算してください。

計算上の注意

- 収入額とは、仕事先からの総支払額です。ただし、交通費や定期代などの課税対象外の額を除きます。
- 仕事先が2か所以上ある場合は、それぞれの収入額を計算し、合計してから、次ページ表2に当てはめて、所得金額に換算してください。
- 仕事を始めてから12か月経っていない、休職期間を除くと実際に働いた期間が12か月に満たないなどの場合は、次ページ表1④のとおり、実際に支払いを受けた収入額の月平均額を12倍して12か月分の見込み額を計算してから、表2に当てはめて、所得金額に換算してください。

表1 12か月分の収入額（実績額または見込みの額）を計算してください。
計算した収入額を、下の表2に当てはめて所得金額に換算してください。

①働いた年月	②給料(諸手当を含む)	③賞与
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
合計 か月(A)	円(B)	円(C)

④

(B)給料計

× 12 +

(C)賞与計

=

12か月分の収入額

(A)働いた月数

計算上の注意

①働いた年月

月の途中から仕事を始めた場合は、そのその月を除いてください。

②給料(諸手当を含む)

基本給のほか、家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、交通費、定期代などの課税対象外の収入は除いてください。

③賞与

④12か月分の収入額の計算

- ・支払われた給料が12か月分ないときは、平均月額を12倍して12か月分の見込み額を計算してください。
- ・申込みの時点で、まだ1か月分の給料が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給与を12倍して、12か月分の見込み額を計算してください。

※仕事先が2か所以上ある場合は、それぞれの12か月分の収入額の合計を表2に当てはめてください。

表2 表1で計算した12か月分の収入額を、当てはめて所得金額に換算してください。

12か月分の収入額	所得金額	
651,000円以下	所得金額は0円	
651,000円超 1,619,000円以下	12か月分の収入額－650,000円	
1,619,000円超 1,620,000円以下	所得金額は969,000円	
1,620,000円超 1,622,000円以下	所得金額は970,000円	
1,622,000円超 1,624,000円以下	所得金額は972,000円	
1,624,000円超 1,628,000円以下	所得金額は974,000円	
1,628,000円超 1,804,000円以下	● 次のとおり、12か月分の収入額を端数整理します。 12か月分の収入額 ÷ 4 = A → Aを1,000円未満を切り捨てた額＝B → Bを右の計算式に当てはめてください。	B × 2.4
1,804,000円超 3,604,000円以下		B × 2.8－180,000円
3,604,000円超 6,600,000円以下		B × 3.2－540,000円
6,600,000円超 10,000,000円以下	12か月分の収入額 × 0.9－1,200,000円	

計算した所得金額が「年間所得金額」です。

■ 事業等所得

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。すでに廃業した仕事については、所得金額0円となりますので計算する必要はありません。

仕事を始めた日と確定申告の有無により、次の1または2から当てはまるケースを選び、所得金額を算出してください。

1 現在の事業を開始した日が前年1月1日以前で、確定申告をしている。

最新の所得税の確定申告書の控えなどで所得金額をお確かめください。

＜第一表＞

所得金額	事業等所得	①	4106400
	不動産所得	②	
	利子所得	③	
	配当所得	④	
	雑所得	⑤	
	給与所得	⑥	
	雑所得	⑦	
	総合課税・一時所得	⑧	
	合計	⑨	4106400

→ ⑨から⑧を差し引いた金額が所得金額です。

＜第二表＞

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	東京 一郎	性別	男	生年月日	54. 7. 10	就業月数・程度・仕事の内容	12月	800,000
----------	-------	----	---	------	-----------	---------------	-----	---------

申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を「給与所得の方」の計算式に当てはめて、所得金額に換算してください。

2 上記1の場合、下の表にしたがって12か月分の所得金額を計算してください。

①営業した年月	収入	必要経費	所得金額
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
合計	か月(A)	所得金額計	円(B)

③

(B)所得金額計

× 12 =

(A)営業した月数

12か月分の所得金額

計算上の注意

①営業した月数

②所得金額の計算

- ・月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。
 - ・確定申告はしていないが、現在の仕事を始めたのが前年1月1日以前のときは、前年1月から12月までの合計所得金額を計算してください。
 - ・現在の仕事を始めたのが前年1月2日以降のときは、申込日の前月からさかのぼって12か月分の所得金額を計算してください。
- なお、資格審査の時には確定申告をしていることが必要となります。

③12か月分の所得金額の計算

現在の仕事を始めたのが最近で営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込額を計算してください。

計算した所得金額が「年間所得金額」です。

■ 年金所得

厚生年金、老齢年金、共済献金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。また、個人年金は雑所得です。年金所得ではなく、事業等所得の計算に加算してください。

年金を受け取り始めた日と年金額の変更の有無により、**次の1または2から当てはまるケースを選び**、年金収入額（年間予定額）を所得金額に換算してください。

1 年金を受け取り始めたのが、前々年12月以前で、すべての年金額に変更がない

2 年金を受け取り始めたのが、前年1月以降、または年金額に変更があった

最新の「公的年金等の源泉徴収票」などで年金額をお確かめください。

令和元年分 公的年金等の源泉徴収票											
支払を受ける者	住所又は居所										
	(フリガナ)										
	氏 名			生年 月 日		明治	大正	昭和	平成	日	
区 分				支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額					
所得税法第203条の3第1号適用分				円		円					
所得税法第203条の3第2号適用分				円		円					
所得税法第203条の3第3号適用分				円		円					
所得税法第203条の3第4号適用分				円		円					
本 人		源泉徴収対象者の有無等		控除対象扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数	
特別障害者	その他の障害者	特別障害者	普通障害者	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	社会保険料の額
源泉徴収対象配偶者				控除対象扶養親族		16歳未満の扶養親族		16歳未満の扶養親族			

「年金決定通知書・支払額変更通知書」などで支払金額欄をお確かめください。

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書			
この通知書は、年金額を証するものです。大切に保存してください。			
◎年金の種類		年金	
基礎年金番号		年金コード	
国民年金	基本額	円	
	支給停止額	円	
年金額		円	
厚生年金	基本額	円	
	支給停止額	円	
年金額		円	
合計年金額（年額）			円

すべての年金の支払金額又は年間予定額の合計額を、下の表に当てはめて、所得金額に換算してください。
年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、一人ひとり別に計算してください。

年金収入額を所得金額に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	所得金額
65歳以上	1,200,000円まで	所得金額は0円
	1,200,001円～3,299,999円	年金収入額－1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年金収入額×0.85－785,000円
65歳未満	700,000円まで	所得金額は0円
	700,001円～1,299,999円	年金収入額－700,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年金収入額×0.85－785,000円

計算した所得金額が「年間所得金額」です。

■ 各種控除

同居者等の数に応じた額や、申込者及び同居者等に所得がある場合で、次の「各種控除について」に当てはまる方がいるときは、所得金額から控除額を差し引くことができます。

1 申込者及び同居者等の合計所得金額から差し引くもの

申込者、同居者、遠隔地扶養者に、次の「控除を受けられる方」に当てはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	控除金額	控除を受けられる方	備考
同居者等 控除	1人につき 38万円	同居しようとする者、所得税法上の同一生計配偶者で入居者及び同居者以外の者、扶養親族（所得税法上遠隔地扶養の対象を含む。）で入居者及び同居者以外の者（所得の有無にかかわらず控除されます。）	
㉔ 老人扶養 控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	
㉕ 特定扶養 控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方	
㉖ 障害者 控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度、4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級、3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判断された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1,3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	㉕の特別障害者控除を受ける方は、㉖の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㉗ 特別障害者 控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度、2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判断された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級、2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1,3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	

※ 表中の年齢については、申込日によって適用する生年月日が異なります。

2 各種控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

申込者又は同居者に、次の「控除を受けられる方」に当てはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	控除金額	控除を受けられる方	備考
㉘ 寡婦控除	27万円	1 夫と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない女性、夫の生死が明らかでない女性、又は婚姻によらないで母となり、現に婚姻をしていない女性で、扶養親族又は生計を一にする子を有する方 2 夫と死別した後、婚姻をしていない女性、又は夫の生死が明らかでない女性で、年間所得金額が500万円以下の方（1の「扶養親族または生計を一にする子」のいない方も当てはまります。）	㉘または㉙に当てはまる方の所得が27万円より少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
㉙ 寡夫控除	27万円	妻と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない男性、妻の生死が明らかでない男性、又は婚姻によらないで父となり、現に婚姻をしていない男性で、生計を一にする子を有し、かつ年間所得金額が500万円以下の方	